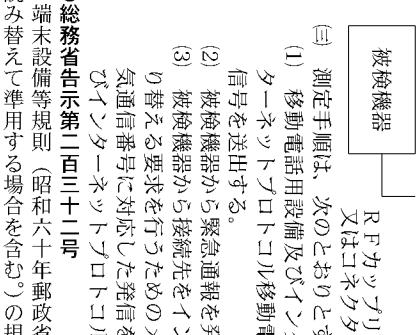
(三)　測定手順は、次のとおりとする。
(1)　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。
(2)　緊急通報メッセージが正しく送出されていることをインターネットプロトコル移動電話用設備用シミュレータにより確認する。
2　緊急通報メッセージを受信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する端末機器であって、移動電話端末と構造上一体となっているもの
(一)　測定用機器は、移動電話用設備及びインターネットプロトコル移動電話用設備用シミュレータとする。
(二)　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(三)　測定手順は、次のとおりとする。
(1)　移動電話用設備及びインターネットプロトコル移動電話用設備用シミュレータからインターネットプロトコル移動電話用設備が緊急通報メッセージを受信する機能を有しない旨の信号を送出する。
(2)　被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。
(3)　被検機器から接続先をインターネットプロトコル移動電話用設備から移動電話用設備へ切り替える要求を行うためのメッセージを送出し、電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した発信を要求する信号が正しく送出されていることを移動電話用設備及びインターネットプロトコル移動電話用設備用シミュレータにより確認する。

○総務省告示第二百三十二号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百四十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

「（以下「規則」を「（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」に改める。

表一の項中

1　中欄に掲げる規定にかかわらず、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第十一条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージ（以下「緊急通報メッセージ」という。）を発信する機能を有し、かつ、緊急通報メッセージを受信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する場合は、移動電話端末と構造上一体となっており、かつ、規則第二十八条の二の緊急通報を発信する機能を用いることにより緊急通報を行うための発信を行う機能を有すること。 2　中欄に掲げる規定にかかわらず、緊急通報メッセージを発信する機能を有しない場合は、移動電話端末と構造上一体となっており、かつ、規則第二十八条の二の緊急通報を発信する機能を用いることにより緊急通報を行うための発信を行う機能を有すること。

を

中欄に掲げる規定にかかわらず、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第十一条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージ（以下「緊急通報メッセージ」という。）を発信する機能を有し、かつ、緊急通報メッセージを受信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する場合は、移動電話端末と構造上一体となっており、かつ、規則第二十八条の二の緊急通報を発信する機能を用いることにより緊急通報を行うための発信を行う機能を有すること。

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正前の平成二十五年総務省告示第百四十七号の条件に適合する発信する機能を有するインターネットプロトコル移動電話端末等のうち無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するもの（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第十一条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージを発信する機能を有しないものに限る。）であって、この告示の施行の際現に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受けており、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行っているものの条件については、なお従前の例によることができる。

○総務省
国土交通省告示第三号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十七年六月三十日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第一号（半島振興対策実施地域における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件）
二　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第三号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が制定された地区を指定する件）
三　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第八号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）
四　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第十一号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）
五　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第十二号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）